

第51回岡山県人権政策審議会 議事概要

○開催概要

1 日 時 令和3年1月13日(水) 15:00～16:00

2 場 所 ピュアリティまきび(岡山市)

3 出席者

◆委員(五十音順、敬称略)／出席委員9名

青木美憲、市場恵子、川島聡、進藤貴子、角田みどり、中井智子、花田文甫
薬師寺明子、吉沢徹

◆岡山県／出席16名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、子ども家庭課長、指導監査室長、
長寿社会課長、障害福祉課長、国際課長、健康推進課長、情報政策課長、
くらし安全安心課長、保健福祉課総括参事、人権教育課長、人権施策推進課長、
人権施策推進課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部長あいさつ

委員の皆様方には大変ご多用のところ、本審議会に御出席いただき、御礼申し上げます。また今年度は、第5次岡山県人権政策推進指針の策定について、様々な観点から貴重な御意見、御提言をいただいております、重ねて御礼申し上げます。

この新たな指針の策定に関しては、審議会での御意見を反映した素案について、昨年の11月から12月にかけてパブリックコメントの実施をしたところであり、5名の個人と2つの団体から34件の御意見をいただいております。

本日は、このパブリックコメントの御意見も踏まえ、知事への答申の内容について審議をいただく予定としています。また、本審議会から答申をいただいた後は、答申を踏まえ、県議会等での議論を踏まえた上で、3月には第5次の岡山県人権政策推進指針を策定する予定としています。委員の皆様方には、忌憚のない御意見をいただき、答申の取りまとめに向け、有意義な会議となるようお願い申し上げます。

議 題

(1) 第5次岡山県人権政策推進指針答申案について

(2) 第5次岡山県人権政策推進指針素案に対する意見と審議会の考え方について

～資料1から資料3により事務局からあわせて説明～

(説明後の質疑・応答)

(〇〇委員)

3点ある。

まず1点目、過去の審議会で、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見・差別が起きているので、必ずこの指針には記載して欲しいと提案した。それをきっちり入れてくれている。本当に色々なすさまじい差別、あるいはありもしない噂を広められ、人権問題だということが世間でも浸透してきたので、とてもタイムリーだと思う。

2点目、付け加えていただきたいことを見つけたのでお願いしたい。資料2の10ページ、注釈21番に「職場における様々なハラスメント」の説明があり、マタハラとパタハラについて記載されているが、もうひとつ加えていただきたいものがある。介護についてすごく問題になっているが、家族の介護を行っている人が職場で嫌がらせを受けたという事例が挙げられているので、注釈にケア・ハラメントも含めて入れていただきたい。

3点目、やまゆり園の問題が今やっと検証されて、学者や研究者、ジャーナリスト達によって、ただ単に犯罪を犯した人だけの問題ではないことが明るみになってきた。これはやまゆり園のみならず、身体障害者や知的障害者の他、あらゆる領域でそこでケアする人達による虐待が生まれている。あってはならない事だが、いろんところで報告されていて、それがどうしてだろうかと考えた時に、ただ単に暴力をふるった人や殺人を犯した人だけの問題ではなく、その施設、福祉の考え方、施設における人権の問題に至ると思う。その辺り、どこかに加えていただきたいと思う。

(〇〇委員)

どこにいれたらよいか

(〇〇委員)

障害のある人の項に加えていただきたい。必ずしも精神病棟のみならず教育現場でも起きているし、福祉施設で起きている様々な虐待の中にその施設そのもののあり方を問うみたいなこともでてくると思う。特に拘束、監禁においては、ケアする人の安全も守らないといけないが、もっと工夫がなされてしかるべきだ。

(人権施策推進課長)

資料2、10ページの注釈21番の職場における様々なハラスメントの中にケア・ハラメントを入れて欲しいというお話だったと思う。ハラスメントを整理し、追加するかどうかを検討させていただく。

(指導監査室長)

ケアする方による虐待の記載をということですが、国においても今、虐待については施設で様々な対策を講じるよう、省令改正も検討されているところである。そういった

状況を踏まえ、今の御意見について人権施策推進課と協議をしてどのような記載ができるか検討させていただく。

(〇〇委員)

資料3のNo.11だが、ご意見の概要で、人権が国家権力や社会的権力と個人との関係性ということが書いてあり、審議会の考え方が、国の基本計画に沿ったものであるということだが、人権の共存の重要性というのは不思議な表現だなと思う。

(人権施策推進課長)

様々な人権があり、それぞれの人権が共に存在する、人権がそれぞれ尊重されるという意味で共存という言葉を用いている。表現を検討した方がいいか。

(〇〇委員)

国家権力のみならず私人間でも人権は問題になりうると答えることが質問に対する回答ではないか。

人権の共存と言ってしまうと選挙権、教育を受ける権利、表現の自由が共存する、もしくは存在していることを意味していると受け取られるのではないか。

(人権施策推進課長)

読まれた方が分かりやすい回答にさせていただかないといけないと思うので、質問の趣旨にもう少し沿ったような回答ができるように検討させていただく。

(〇〇委員)

色々な問題を抱えている人達、法律や司法のところで人権が保障されない人がたくさんいる。今ある制度、法律それを実行している国家権力というものときちんと対峙しないといけないのではないかとやりたいのではないか。指針の中で文面化できるか分からないが、もう少しきちんと回答すべきである。

(人権施策推進課長)

県の指針は何かというのを説明したうえで、今はこういう状態にあるといったん受け止めて回答する。

(〇〇委員)

資料3について、防衛的な回答が多いような気がする。例えば、No.9の質問に対して、説明が足りないと感じた。刑を終えて出所した人、同和問題などは少数の人に対する多数派からみた差別意識という意味で差別と使われ、それ以外では誰もが偏見を持たれる側にも持つ側にもなるというものに対しては人権意識と使っているのかなと思った。

また、No.15の回答で、「推進してきています」だけではもったいない。説明可能な

部分がもう少しあると親切かなと感じる。

(人権施策推進課長)

具体的表記をもう少し入れた方が分かりやすいと思うので再考する。

(〇〇委員)

資料3のNo.3とNo.4について回答がひとつにまとめられているが、これではNo.3に対する答えのみではないか。

No.4については、この文脈で配慮というのはなんの意味もない文言で、人権を保障するとか確保するとか確実にするというような強い文言を使った方がいいという指摘だと思う。強い文言を入れるべきかという難しい話が出てくるが、少なくとも問いに対してもう少し丁寧に回答した方がいい。

(人権施策推進課長)

配慮という言葉が適当ではなく、確保、保障等の強い言葉を使うのはどうかというお話だが、どういう表現が適当か改めて見直しをさせていただく。

(〇〇委員)

資料3について全体的に、答えているのか答えていないのか、かわすような答え方が多い気がする。もう少し質問にきちんと的を射た回答にするべき。矢をかわすような回答が多いと感じられた。

(人権施策推進課長)

例示を用いるなどし、もう少し具体的な表現をおりこむよう全体を見直しさせていただく。

(〇〇委員)

本日の意見を踏まえ、訂正、集約を事務局の方でお願いします。具体的内容については、私、あるいは副会長と連携を取りながらまとめさせていただくので、よろしくお願い申し上げます。

事務局から何か報告等はあるか。

(人権施策推進課長)

指針本文への追加や資料3の修正箇所についてのお話をいろいろいただいた。また、パブリックコメントについては、県民からの意見に対してもう少し正面から向き合うようなスタンスでの回答をという御意見をいただいたので、反映し、わかりやすい表記としたい。ともに会長と協議のうえ取りまとめさせていただきたい。

また、この答申書に資料5を添え、今月中に花田会長から知事へ渡していただく予定

としている。答申後は県の中で更に協議の上、3月中に第5次岡山県人権政策推進指針として決定する予定である。

(〇〇委員)

今後、整理をして知事に答申をさせていただき、県の方で新たな指針が出来上がる。委員の皆様にはいろいろとお世話になり、御礼申し上げます。これで、本日の審議を終了する。